参考資料1

資料1-1

## 個人情報の保護に関する法律施行令改正案の骨子(案)

個人情報保護委員会事務局

## 1. 個人識別符号

個人識別符号は、次に掲げるものとする。

- (1)次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した 文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別するに足りるものと して個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの
  - (ア) DNAを構成する塩基の配列
  - (イ) 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状 によって定まる容貌
  - (ウ) 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
  - (エ)発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
  - (オ) 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
  - (カ) 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
  - (キ) 指紋又は掌紋
- (2) 旅券の番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード及び個人番号
- (3) 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証にその発行を 受ける者ごとに異なるものとなるように記載された個人情報保護委員会規則で 定める文字、番号、記号その他の符号
- (4)上記(1)~(3)に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号

#### 2. 要配慮個人情報

- (1)要配慮個人情報に加えるものは、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等を含む個人情報とする。
  - (ア) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の個人情報保護 委員会規則で定める心身の機能の障害があること。
  - (イ) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により行われた

#### 健康診断その他の検査の結果

- (ウ)健康診断その他の検査の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (エ)本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起 その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (オ)本人を非行少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、 保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- (2)要配慮個人情報を本人の同意なく取得することができる場合に加えるものは、 次に掲げる場合とする。
  - (ア)本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人 情報を取得する場合
  - (イ) 委託、事業承継又は共同利用に伴って個人データの提供を受ける場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。

## 3. 個人情報データベース等から除外されるもの

個人情報データベース等の定義から除外されるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、その発行 が個人情報保護法に違反して行われたものでないこと。
- (2) 不特定かつ多数の者により随時に購入することができ、又はできたものであること。
- (3) 生存する個人に関する他の情報を加えることなくその本来の用途に供しているものであること。

#### 4. 個人情報取扱事業者から除外される者

政令で定める者を個人情報取扱事業者から除くこととしていた法の規定が削除されたことに伴い、個人情報取扱事業者から除かれる者をその事業の用に供する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が五千を超えない者としていた施行令の規定を削除する。

#### 5. 匿名加工情報データベース等の定義

匿名加工情報データベース等は、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

## 6. 事業所管大臣への権限の委任等

### (1) 政令で定める事情

個人情報保護委員会から事業所管大臣へ権限の委任ができることとなる事情は、 次の各号のいずれかに該当する事情とする。

- (ア) 緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要があること。
- (イ)上記(ア)のほか、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保 するために事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要があること。

### (2) 事業所管大臣への権限の委任に関する手続

- (ア) 個人情報保護委員会は、権限を委任する場合においては、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めて、事業所管大臣に委任するものとする。 ただし、個人情報保護委員会が自らその権限を行使することを妨げない。
- (イ) 個人情報保護委員会は、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を定めようとするときは、あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。
- (ウ) 個人情報保護委員会は、権限を委任しようとするときは、委任を受ける事業所管大臣、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間を公示しなければならない。

#### (3)権限行使の結果報告

- (ア) 事業所管大臣の権限行使の結果報告は、上記(2)(ア)の期間の範囲内で個人情報保護委員会が定める期間を経過するごとに(個人情報取扱事業者等に個人情報保護法に違反する行為があると認めたときは、直ちに)、その間の権限の行使の結果について次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面により行うものとする。
- ① 報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査を行った結果により判明した 事実
- ② その他参考となるべき事項
- (イ)個人情報保護委員会は、上記(ア)の報告の期間を定めようとするときは、 あらかじめ、事業所管大臣に協議しなければならない。

#### (4) 地方支分部局の長等への権限の委任

- (ア) 事業所管大臣は、委任された権限及び結果報告の権限を外局の庁の長等に 委任することができる。
- (イ) 事業所管大臣及び外局の庁の長等は、委任された権限を地方支分部局の長等に委任することができる。
- (ウ) 事業所管大臣及び外局の庁の長等は、上記(ア)又は(イ)の委任をしようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任しようとする事務の範囲及び 委任の期間を公示しなければならない。

#### (5) 地方公共団体の長等が処理する事務

- (ア)報告徴収及び立入検査の事務は、事業所管大臣又は金融庁長官(注)に権限が委任された場合において、個人情報取扱事業者等が行う事業であって当該事業所管大臣又は金融庁長官が所管するものについての報告の徴収又は検査に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長等が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等が行う。
- (イ)上記(ア)は、事業所管大臣又は金融庁長官が自ら当該事務を行うことを 妨げない。
- (ウ)報告徴収又は立入検査の事務を行った地方公共団体の長等は、上記(3)(ア)の期間を経過するごとに(個人情報取扱事業者等に個人情報保護法に違反する行為があると認めたときは、直ちに)、その間に行った当該事務の結果について上記(3)(ア)①及び②の事項を記載し、又は記録した書面により事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告しなければならない。
  - (注)改正個人情報保護法第44条第4項の規定により、内閣総理大臣から権限が委任されている。

以上

## 個人情報の保護に関する法律施行規則案の骨子(案)【全体版】

個人情報保護委員会事務局

## 1. 個人識別符号

- (1)身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号のうち個人識別符号に該当するものの基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。
- (2) 個人識別符号に加えるものは、次に掲げるものとする。
  - (ア) 国民健康保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
  - (イ)後期高齢者医療制度及び介護保険の被保険者証の番号及び保険者番号
  - (ウ)健康保険の被保険者証等の記号、番号及び保険者番号、公務員共済組合の 組合員証等の記号、番号及び保険者番号、雇用保険被保険者証の被保険者番号 並びに特別永住者証明書の番号 等

## 2. 要配慮個人情報

- (1)要配慮個人情報と位置付けられる心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。
  - (ア) 身体障害者福祉法における身体上の障害
  - (イ) 知的障害者福祉法における知的障害
  - (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律における精神障害
  - (エ)治療方法が確立していない疾病等による障害の程度が厚生労働大臣が定め る程度であるもの
- (2)要配慮個人情報が次に掲げる者により公開されている場合にも、当該要配慮 個人情報を本人の同意なく取得することができることとする。
  - (ア) 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関
  - (イ) 外国において報道機関、著述を業として行う者、学術研究を目的とする機関、宗教団体又は政治団体に相当する者

## 3. オプトアウト手続による個人データの第三者提供に係る届出等

(1) オプトアウト手続による個人データの提供に際しての事前の通知又は容易に

知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする (注1)。 なお、通知又は容易に知り得る状態に置いた事項を変更する場合も同様とする。

- (ア) 本人が提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。
- (イ)本人が第三者に提供される個人データの項目等の法定事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。
- (注1) 施行日前に通知する場合についても同様とする。
- (2) オプトアウト手続による個人データの提供に際しての個人情報保護委員会への事前の届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。なお、届け出た事項を変更する場合も同様とする。
  - (ア) 個人情報保護委員会が別途定めるところにより、情報処理システムを使用する方法(注2)
  - (イ) 届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録したCD-R等を提出する 方法
  - (注2)施行日前に届出を行う場合及び個人情報保護委員会が(ア)について別途定めるまでの間については、(イ)の方法によるものとする。
- (3)代理人によって上記(2)の届出を行う場合には、代理権限を証する書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)を提出しなければならない。
- (4) 外国にある個人情報取扱事業者は、オプトアウト手続による個人データの提供に際しての個人情報保護委員会への事前の届出を行う場合には、国内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき、当該個人情報取扱事業者を代理する権限を有するものを定めるとともに、当該届出と同時に、代理権限を証する書面を個人情報保護委員会に提出しなければならない。
- (5) 個人情報保護委員会による上記(2) の届出に係る事項の公表は、届出があった後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (6) 個人情報取扱事業者は、上記(5) の公表がされた後、速やかに、インターネットの利用その他の適切な方法により、第三者に提供される個人データの項目等の法定事項(変更があったときは、変更後の事項)を公表するものとする。
- 4. 外国の第三者が国内の第三者と同様に個人データの提供を受けるために整備すべき体制の基準

個人データの提供を受ける外国の第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1)個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
- (2) 個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに 基づく認定を受けていること。

# 5. 第三者提供に係る記録の作成等

- (1)個人データを第三者に提供したときの記録の作成方法は、文書、電磁的記録 又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。
- (2)上記(1)の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに、作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供(オプトアウト手続による提供を除く。)したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- (3)上記(2)にかかわらず、本人の同意を得て本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に(4)に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えることができる。
- (4) 個人データを第三者に提供したときの記録事項は、次の各号に掲げる場合の 区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
  - (ア) オプトアウト手続により個人データを第三者に提供した場合
  - ① 当該個人データを提供した年月日
  - ② 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項 (不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
  - ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - ④ 当該個人データの項目
  - (イ) 個人データを本人の同意を得て第三者に提供した場合
  - ① 本人の同意を得ている旨
  - ② 上記(ア)②~④の事項

- (5)上記(4)(ア)及び(イ)の事項のうち、既に上記(1)~(3)の方法により作成した記録(保存している場合に限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる(注3)。
  - (注3)施行日前に上記(1)~(3)の方法に相当する方法で記録を作成しているものについても同様とする。
- (6) 個人データを第三者に提供したときの記録の保存期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

場合	保存期間
(ア)上記(3)により記	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った
録を作成した場合	日から起算して1年を経過する日までの間
<ul><li>(イ)上記(2)のただし</li><li>書により記録を作成した</li><li>場合</li></ul>	最後に当該記録に係る個人データの提供を行った 日から起算して3年を経過する日までの間
(ウ)上記(ア)(イ)以外 の場合	3年

# 6. 第三者提供を受ける際の確認等

(1) 第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行う方法は、確認を行う事項の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

事項	確認方法		
(ア)当該第三者の氏名及	当該第三者から申告を受ける方法その他の適切な		
び住所等	方法		
(イ) 当該第三者による当 該個人データの取得の経 緯	当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の書面の提示を受ける方法その他の適切な方法		

- (2)上記(1)にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に上記(1)の方法による確認(記録を作成・保存している場合に限る。)を行っている事項の確認の方法は、当該事項の内容と当該提供に係る上記(1)(ア)及び(イ)の事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする(注4)。
  - (注4)施行日前に上記(1)の方法に相当する方法で確認を行っているものについても同様とする。
- (3) 第三者から個人データの提供を受けた際の確認を行ったときの記録を作成す

る方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

- (4) 上記(3) の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(オプトアウト手続による提供を除く。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。
- (5) 上記(4) にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において(オプトアウト手続による提供を除く。)、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に(6) に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって当該事項に関する記録に代えることができる。
- (6) 第三者から個人データの提供を受ける際の確認を行ったときの記録事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。
  - (ア) 個人情報取扱事業者がオプトアウト手続による個人データの提供を受けた 場合
  - ① 個人データの提供を受けた年月日
  - ② 上記(1)(ア)及び(イ)の事項
  - ③ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項
  - ④ 当該個人データの項目
  - ⑤ 上記3.(5)の個人情報保護委員会による公表がされている旨
  - (イ)本人の同意を得た個人データの提供を個人情報取扱事業者が受けた場合
  - ① 本人の同意を得ている旨
  - ② 上記(ア)②~④の事項
  - (ウ)第三者(個人情報取扱事業者に該当する者を除く。)から提供を受けた場合
  - ① 上記(ア)②~④の事項
- (7)上記(6)に定める事項のうち、既に上記(3)~(5)に規定する方法により作成した記録(保存している場合に限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、当該事項の記録を省略することができる(注5)。
  - (注5)施行日前に上記(3)~(5)に規定する方法に相当する方法で記録を作成しているものについても同様とする。
- (8) 第三者から個人データの提供を受けた際の確認を行ったときの記録の保存期

間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次のとおりとする。

場合	保存期間
(ア)上記(5)により記	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた
録を作成した場合	日から起算して1年を経過する日までの間
<ul><li>(イ)上記(4)のただし</li><li>書により記録を作成した</li><li>場合</li></ul>	最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた 日から起算して3年を経過する日までの間
(ウ)上記(ア)(イ)以外 の場合	3年

## 7. 匿名加工情報

- (1) 匿名加工情報の作成の方法に関する基準は、次のとおりとする。
  - (ア) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は 一部を削除すること (当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則 性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
  - (イ) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること (当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
  - (ウ)個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号(現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。)。
  - (エ) 特異な記述等を削除すること (当該特異な記述等を復元することのできる 規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)。
  - (オ)上記(ア)~(エ)の措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。
- (2)加工の方法に関する情報等に係る安全管理措置の基準は、次のとおりとする。 (ア)加工方法等情報(匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述 等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報(その情報を用いて当該個 人情報を復元することができるものに限る。)をいう。)を取り扱う者の権限及 び責任を明確に定めること。
  - (イ) 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加

工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

- (ウ) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報 の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を作成したときの公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。なお、委託を受けて匿名加工情報を作成したときの公表は、委託元の個人情報取扱事業者が行うこととし、この場合においては、当該公表をもって受託者が公表したものとみなすこととする。
- (4) 匿名加工情報を第三者に提供するときの公表は、インターネットの利用その 他の適切な方法により行うものとする。
- (5) 匿名加工情報を第三者に提供するときの明示は、電子メールを送信する方法 又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

## 8. 個人情報保護指針の届出等

- (1) 認定個人情報保護団体は、個人情報保護指針の届出を行おうとするときは、 届出書に個人情報保護指針の写しを添えて、個人情報保護委員会に提出しなけれ ばならない。
- (2) 個人情報保護委員会による個人情報保護指針の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。
- (3) 認定個人情報保護団体は、上記(2) の公表がされた後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により個人情報保護指針を公表するものとする。

以上